

政府主導経済開発期（1960～1981）における
韓国信組モデルの形成と定着¹

ソウル女子大学 教授 具 丁 玉 (著)

東京大学大学院 農学生命科学研究科 特任研究員 リ 李 相 旭 (訳)

東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授
一般社団法人 J A 共済総合研究所 客員研究員 まつ もと たけ のり 松 本 武 祝 (訳)

アブストラクト

本研究は、社会経済的状況・指導者の指導方式・法体系と政策環境などの先行研究で示された信組の発展要因が、韓国信組モデルの形成および定着過程にどのように影響を及ぼしたのかについて考察・分析した。

韓国の信組は、典型的な開発途上国であった1960年に米国信組の定款を翻訳して使用し導入されたが、信組運動によって国を貧困から脱出させることができると確信した指導者らによって貯蓄（出資）が強調され、法的保護を希望する信組と経済開発政策遂行のために内資動員が必要であった政府の利害が一致し、1972年の信組法制定へとつながり、米国信組とは異なる韓国信組モデルが作られた。

信組法には共同紐帯、無報酬役員制など米国信組モデルを構成する基本的特徴に加えて、当時の韓国の状況において必要であった預金・積金の受入れ、教育および地域社会開発業務、組合の連合会加入義務と連合会の検査・監督権等が加味された韓国信組モデルが規定され、以降、信組はセマウル〔新しい村：訳者〕運動が広がる中で政府による組織支援を受け首尾よく定着した。

（キーワード） 韓国信組モデル 米国信組 政府主導経済開発政策 信組法

目次

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 訳者解題 | 2. 指導方式 |
| I. 序論 | IV. 信組法制定と韓国信組モデルの形成 |
| II. 信組導入時の社会経済的状況 | 1. 信組法の制定過程 |
| III. 信組の指導者と指導方式 | 2. 韓国信組モデルの形成 |
| 1. 指導者の特性 | V. 要約および結論 |

1 [訳注] この論文の原題は、구정옥「정부주도 경제개발기 (1960 ~ 1981) 한국신협모델의 형성과 정착」『한국협동조합연구』第38巻第2号、2020年8月、である。翻訳を許可してくださった具丁玉先生および「韓国協同組合研究」誌編集委員会に対してお礼を申し上げたい。

訳者解題

金奇泰氏によれば、韓国の協同組合は「自生的民間協同組合」と「官製協同組合」という2つの系譜に分類することができる。政府の主導によって組織化が開始された農業協同組合は後者の代表的な事例となる。それに対して、信用協同組合（信協）は前者の事例として位置付けられている（金奇泰 p.142）。本論文においても、信協創立期における民間レベルでの取組みが紹介され、「自生的民間協同組合」としての性格が強調されているといえる。その一方で、1972年「信用協同組合法」制定に際しての政府の狙いおよびセマウル運動との親和性など、韓国政府の政策との関連性が論じられている点が本論文の特徴となっている。以下では、「信用協同組合法」制定に至る韓国政府の経済・金融政策の動向について簡単に紹介してみたい。

1948年に成立した韓国李承晩政権は、朝鮮戦争期および休戦後の復興期においてアメリカからの援助に大きく依存した。援助物資を原料として国内需要向けの三白工業（綿織物・砂糖・小麦粉）が成立した半面、国内農業は打撃を被った。1957年以降アメリカの援助が縮小したために、韓国経済は不況に陥った。不正選挙など独裁政治に対する不満が高まり、1960年の4月革命（4・19革命）によって李承晩政権は打倒された。その後に成立した張勉政権に対して、民主化と南北統一を求める運動が展開されたが、翌61年、「満洲国」軍出身の朴正熙ら一部軍人によるクーデターによって（5・16軍事クーデター）、これらの運動は中断を余儀なくされた。この

後、1979年まで朴正熙による軍事独裁政権が続くことになる。

朴正熙政権は、軍部に権力を集中させて反共体制を強化する一方で、長期経済開発計画を策定して経済成長を追求した。1962年を開始年とする「経済開発5カ年計画」では、国内資金の活用による輸入代替工業化が目指された。しかし、資金調達の不調により計画変更を余儀なくされ、アメリカの勧告を受けて、外資依存による輸出志向工業化政策へと方針を転換した。この方針は、以後の経済開発計画に継承されてゆく。

1965年には、日韓基本条約が締結された。植民地統治の責任問題を曖昧にするこの条約に対して韓国民衆は反対運動を展開したが、朴正熙政権はそれを強硬に封じ込めた。また、同年、韓国は、アメリカに協力してベトナム戦争への派兵を決定し、以後、約40万の軍隊を派遣した。この2つの施策を契機に、日本とアメリカからの資金・技術の導入が進展し、韓国は、労働集約的軽工業製品輸出をテコとする経済成長を達成していった。他面では、韓国政府は労働組合活動を制限し、労働者は低賃金長時間労働を強いられた。また、低賃金の前提となる低米価政策が実施された。1960年代の急速な資本蓄積は、労働者と農民の困窮のうえにもたらされたのである。

ところで、朴正熙政権は、1961年に「不正蓄財処理法」を制定して、李承晩政権との縁故を通じて資本蓄積を遂げた財閥のオーナーを処分した。その過程で市中銀行の株式を政府に帰属させて、実質的に国有化した。翌62年には「韓国銀行法」を改訂し、中央銀行である韓国銀行に対する政府の権限を強化し

た。さらに、長期経済開発計画の立案・遂行と並行して政府系金融機関を設立した。こうして、政府主導の制度金融システムが整備されていった。

韓国政府は、借款などを通じて獲得した資金を、これらの制度金融機関を通じて低金利で貸し出した。その恩恵に浴した一部の企業は財閥へと成長した。それ以外の企業や個人はこれら制度金融から疎外され、政府当局の認可を受けていない私債業者によって構成されるインフォーマルな金融市場（韓国では「私金融市場」と呼ばれた）から資金調達をせざるを得なかった（金珍奎 p.35）。私金融市場は、とくに短期資金調達先としての役割を果たしていた。

私金融市場からの高金利での借入れは、企業経営を圧迫した。また、政策当局が掌握できない金融取引の存在は、金融政策の妨げになった。韓国政府にとって、私金融市場の「陽性化」が金融政策における重要課題となった。1965年には、私金融市場資金の吸収を目的として、定期預金金利を引き上げる政策（「金利現実化措置」）を行った。しかし、私金融市場に影響を及ぼすほどの預金金利ではなく、他方では、逆ザヤの発生によって銀行の経営を悪化させた。1968年以降金利調整が行われ、72年の「8・3措置」（後述）により1965年以前の金利水準に戻された（金珍奎 pp.45～47）。

韓国の経済成長は、1969年以降停滞局面に入ってゆく。1970年にはソウルの縫製工場労働者であった全泰壹が、劣悪な労働条件を告発して焼身自殺して韓国社会に衝撃を与えた。政府の抑圧に抗して労働運動が拡大し、

ストライキが頻発した。他方では、1969年のニクソン・ドクトリンを受けて、朴正熙政権は安全保障上の危機感を高め、南北政府間の対話を呼びかけた。1972年には「南北共同宣言」が発表されている。

朴正熙政権は、同年、非常戒厳令の下で強権的に改憲を行い、独裁体制を強化した（「維新体制」）。南北対話は中断された。また、同年に始まる第3次経済開発5か年計画においては、重化学工業への転換がはかられた。他方で、経済成長の過程で顕在化した農工間格差への対応策として、1970年から、勤勉・自助・協同をスローガンとする農村セマウル（新しい（セ）・村落（マウル））運動が実施された。農民をマウル単位で組織化して動員することで家屋改装や道路舗装が進んだが、農家所得増大には結びつかなかった。その後、都市セマウル運動や工場セマウル運動へと対象が拡散し、官製の精神動員運動としての性格を強めていった。

1972年8月、朴正熙政権は、「経済の安定と成長に関する緊急命令」（「8・3措置」）を発令し、私金融市場における債権・債務額を当事者に申告させたうえで、それを新たな債権債務関係（低金利・分割償還）に転換させた。前述のように、預金金利の引き下げも行われた。この措置によって、私金融市場の「陽性化」が進展し、企業の資金調達コストが引き下げられた。ただし、先に述べたように、制度金融と私金融市場との間には構造的な補完関係が成立していた。この措置の効果は一時的にとどまり、私金融市場は、復活してゆく。

この措置にあわせて、いわゆる「私金融陽

性化3法」が制定される。「短期金融業法」「相互信用金庫法」そして「信用協同組合法」がそれである。これらの法律にもとづいて、それぞれ投資金融会社、信用金庫、信用協同組合が設立されてゆく。この時代の韓国の私金融市場においては、金融契が資金供給源のひとつとなっていた。金融契とは、朝鮮における相互金融のための伝統的な慣行である。日本の頼母子講に類似しており、運営責任者が契の構成員から掛金を預かって構成員に貸与するのがその仕組みである。ただし、すべての構成員が資金需要を有するわけではなく、余裕資金の運用先と捉える構成員もいた。その場合、運営責任者は、掛金を私金融業者に貸付けて利息を得ることがあった（縄倉pp. 26-27）。私金融市場陽性化政策という文脈において、信用協同組合は、こうした金融契の機能を制度金融機関として代替してゆくことが期待されていたということができる。

この論文の分析対象時期は1981年までとなっている。「韓国型信組モデル」は1980年代以降も有効に機能し、信組の事業規模は1990年代半ばまで順調に拡大していった。しかし、1997年アジア経済危機によって多くの信組が経営不振に陥った。その後のリーマンショックもあって、信組は新たな事業モデルの模索という課題に直面している。銀行のような効率性を追求する信組がある一方で、組合員との日常的なコミュニケーションを通じて組合員の小口資金需要に応えようとする信組も存在している。また、地域貢献活動あるいは協同組合・社会的企業に対する金融支援を強化する信組も現れている（古江 a、古江 b）。「自生的民間協同組合」という信組の

原点が改めて問い直されているということができる。

最後に、本論文の著者であるグ・ジョンオク（具丁玉）先生に関して簡単に紹介をしたい。具丁玉先生は、韓国信用協同組合中央会研究所研究員を経て、現在は、ソウル女子大学校経済学科の教授に就かれている。主に協同組合金融・協同組合会計を研究されている。末尾ながら、貴重な研究成果の翻訳を快く許諾していただいたことに改めて感謝申し上げる。

（この解題は松本が執筆した。李相旭氏のコメントを参考にした。李相旭氏に感謝申し上げます。）

参考文献

- ・이명휘 (イ・ミョンフィ) 「1950-80년 한국 금융시장의 위기와 대응 (1950-80年韓国金融市場の危機と対応)」『사회과학연구논총』 22、2009年
- ・糟谷健一・並木真人・林雄介『朝鮮現代史』 2016年、山川出版
- ・金奇泰「韓国協同組合の歴史と動向」（李相旭・松本武祝訳）『共済総合研究』 第69号、2014年
- ・徐炳学「韓国のインフォーマル・セクター（私金融市場）の構造と機能」『土地制度史学』 第174号、2002年
- ・縄倉晶雄「1970年代韓国農村部における相互金融の変質－セマウル運動期韓国農村政策の文脈において－」『北東アジア地域研究』 第19号、2013年
- ・古江晋也 a 「韓国におけるクレジットユニオン運動の展開」『農林金融』 第68巻第12号、2015年
- ・古江晋也 b 「低成長時代における韓国クレジットユニオンの経営戦略」『農林金融』 第72巻第2号、2019年

I. 序論

信組は現在、韓国の様々な協同組合法によって組織運営されている多様な協同組合の中で、政府主導ではない自発的な民間主導の協同組合運動としてはじまり根付いた協同組合という点で注目に値する。韓国が典型的な低開発農業国であった時期に導入された信組は、まもなく始まった政府主導経済開発期に政府の政策手段として組織された農業協同組合（以下農協と略）、水産業協同組合（以下水協と略）などとは異なり、自発的な民間協同組織として全国に拡散し経済開発の基礎となった。法的保護を受けるための10年余にわたる努力の末、1972年に通過した信組法には、農協、水協、マウル金庫の信用事業運営のための法規定が含まれることによって、韓国における相互金融業発展の基礎がつくられる契機にもなった²。

Ferguson and McKillop (2000) は、世界の信組を発展段階別に区分して、韓国を米国、カナダ、オーストラリア、フランスとともに成熟段階の信組の国として分類した。成熟段階にある信組の特徴として、資産規模が大きく組合員の基盤が広く、幅広い商品とサービスを提供する点、競争的環境において成長と効率性というビジネス原理によって運営する点などをあげた。しかしながら、米国を除いた他の国において、信組がどのように成功裡に定着・跳躍して成熟段階へと進んだかについてはふれなかった。成熟段階の信組に分類された五つの国のうち韓国を除いた四つ

の国において、信組は産業化とともに現れた社会経済的な問題を解決するために導入された (Kramer, 2000)。一方、韓国の信組は、20世紀初頭にヨーロッパから北米に伝わった信組が、1950～60年代にアジアおよび南米などの開発途上国へと拡散した時期に、米国人によって導入された。韓国の信組は、1972年の信組法制定以前まで米国の信組定款を翻訳して使用しつつも適用方法は異なっており、信組法が制定される過程で米国の信組とは明確に異なる韓国型信組モデルがつくられた。韓国に信組を導入したガブリエラ修道女〔Mary Gabriella Mulherin, 1900–93：訳者〕は、たとえ信組運動が西欧（米国）から入ってきたとしても、法と運営方法は韓国の実情に合わせなければならないと常に言っていたと伝えられているが（信組中央会, 2015：78）、韓国に信組が首尾よく定着したのは当時の韓国の実情に合わせたからだとみることができる。

Ryder (2008, 2010) は、信組の発展に影響を与える主要因として、厳しい経済状況、先駆的指導者と協同組合運動、適切な規制監督法律体系等をあげ、米国の信組と英国の信組の発展過程を比較分析した。彼は、英国の信組の発展が遅れた理由は不適切な法律体系のためであるという主張に対して、英国の信組の発展が米国に比べて遅れた理由は法体系自体の遅れのためではなく、法律体系の運用に影響を与える政治環境と政府の政策のためだと述べた。信組の発展に政府の政策 (public policies) が重要な役割をするという

2 現在、農協、水協、森林組合は、信組法の条項に基づいて信用事業を行う。セマウル金庫は1963年に、元々信組として組織され、信組からマウル金庫へと名称が変更されてからも、1983年にセマウル金庫法が制定される前まで信組法によって組織・運営された。

ことは、Richez-Battesti and Lescul (2016) によるフランスの信組の事例においても主張された。

本論文の目的は、Ryder (2008, 2010) の分析枠組みに基づいて、1960年から1981年にかけての政府主導経済開発期に韓国に信組が導入され定着するにあたって影響を及ぼした経済社会の状況、指導者の特性および指導方式、法体系および政策／政治環境を分析・考察することにある³。記録物、資料集、文献、インタビュー⁴などによって、信組法導入当時の社会経済的状況と指導者らの特性および教育指導方法、政策環境が、信組の導入と定着過程にどのように影響を与え信組法の立法過程において韓国型信組モデルに反映されたか、米国の信組の場合と比較して考察する⁵。Sibbald et al. (2002) は、各国の信組の発展経験に共通点もあるが、発展諸要因が及ぼす影響には国別に相当な違いがあると述べ、信組の発展に限っては多様な種類があることを認める必要があると述べた⁶。信組の発展を

決定するRyder (2008, 2010) の言う主要な諸要因が韓国の特殊な環境においてどのように影響を及ぼしたのか分析・考察した本論文は、信組の役割と発展過程についての知識を拡張することに寄与し、とりわけ低開発国が信組を上手く導入するにあたって教訓になるものと期待される。

Ⅱ. 信組導入時の社会経済的状況

20世紀初頭、米国に信組が導入された時期は、19世紀後半から始まった産業化の進展と技術発展によって米国が世界の先進工業国になった時期であり、信組は主に東部産業都市の職場勤労者、労働組合、連邦公務員などを中心に組織された (Niefeld, 1931 ; Snider, 1939 ; Moody and Fite, 1971 ; Burger & Dacin, 1991 ; Ryder, 2010) ⁷。銀行は産業化に必要な資金供給を主とし、相互貯蓄銀行 (mutual savings institutions) は不動産担保貸出を主としていたので、個人に対して直接、消費者貸出を行う金融機関はほとんどな

3 第1次から第4次まで推進された経済開発5カ年計画は、第5次 (1982～1986) から経済社会発展5カ年計画へと変更された。4次までの計画の基調とされた「成長」がはずれ、第5次からは、安定、能率、均衡を基調とし、物価安定と開放化、市場競争の活性化、地方および疎外された部門の開発などへと主要な政策対象が変更された。

4 インタビューは親交のある方々との幾度かの私的な対談、電話、電子メールの往復を通じて行われた。

5 Ryder (2010) は、信組の発展要因のうち協同組合運動の部分において、二人の先駆者によってドイツで信組が誕生した背景と、それがデジャルダン [A. Desjardins : 訳者] によってカナダ、米国に導入された過程について説明している。韓国の場合、ドイツモデルと異なる米国モデルが導入されて、アンティゴニッシュ運動の方式によって伝えられたため、本論文では協同組合運動の要因を別途章を設けて説明しなかった。

6 本論文で言う信組モデルとは、ビジネスモデル (business model) を意味する。ビジネスモデルについて、Peter Drucker (2008) は、顧客が誰で、顧客にとって重要な価値 (商品やサービス) は何であり、適切なコストで顧客に価値をどのように伝達するかなどの問いに対する解答である、とした。信組の基本的なビジネスモデルは、共同紐帯関係がある組合員間の資金仲介サービスを通じて価値を創出し、調達／運用利率の差によって適正利益を出すモデルや利益自体が目的ではなく、金融サービスの提供自体が目的である点に特徴がある。信組モデルは共同の紐帯関係がある人々へと組合員の資格が制限されるため、規模が小さく集中リスクがある他なく、これらの脆弱性を補完するためほぼ例外なく連合会ネットワークを組織する。よって、連合会ネットワークは信組ビジネスモデルの重要な要素と言える。このような基本的モデルの中で、金融サービス提供のターゲット対象、資金調達手段、受信または与信サービス重視の賛否、連合会ネットワークの組織方式と形態、機能等に応じて、国別に多様な信組モデルが生じることになる。

7 1990年代半ばまで、米国の信組の3/4が職場の信組であった。米国の信組の歴史と成長要因についての研究のほとんどすべてが、スポンサー企業の支援が米国の信組が定着・成長するようになった重要な要因の一つであったと言う。企業は事務室を無償支援し、給与振込などの便宜を提供した。職場の信組はスポンサー企業の支援を受けることができる利点の他にも、社会的統制によって貸し倒れを減らすのに適した信組類型で、一部の州では職場の信組以外は認可しなかった (Moody and Fite, 1970 : 15)。

かった。都市の賃金勤労者は病気になったり職場を失うなど予期しない支出が必要な場合、農民のように農場を担保にお金を借りることもできず高利貸しをたずねる他なく、高利貸しは深刻な社会的問題になった（Carruthers and Ariovich, 2010）。信組はこのような社会経済的な状況において都市勤労者の信用問題解決のために導入された。

一方、韓国の信組が導入された1960年の韓国の1人当たりGNPは82ドルで、韓国は世界の最貧国のうちの一つであった。外国の援助によって国家財政が充たされ国際援助団体の援助物資によって国民生活が支えられた。当時の韓国は、農業の総生産量に対する寄与率が50%以上である典型的な農村社会であり、人口の60%以上が農業に従事し、農業人口の30%は潜在的な失業者であった（イ・ミョンフィ, 2010）。農家は慢性的な赤字で、長利穀〔高利の現物貸し：訳者〕と青田買いが盛んに行われ、1960年代初めの農家の私金融依存度は60～70%に達した〔訳者解題参照：編集局〕。農家負債の82%が高利債であったが、高利債の発生原因は食糧問題と農事費などの生計維持のための負債であった（信組中央会, 1991a；イ・サンホ, 2003）。当時、韓国は経済的に貧困であっただけでなく、社会的、政治的にも非常に不安定であった。1960年に4・19革命〔1960年4月に学生を中心とする民衆が李承晩政権を退陣させた事件。現行韓国憲法前文に「不義に抗した4・

19民主理念を継承し〕と言及されている：訳者〕が起こり、1961年には「絶望と飢餓線上で苦しむ民生苦を早急に解決する」という革命公約を掲げて朴正熙政府が登場した〔1961年5月16日に朴正熙を筆頭とする軍の一部がクーデターを起こした。発表された六つの公約の内の筆頭は反共を国是の第一とし反共体制を強化することで、「絶望と飢餓線上で苦しむ民生苦」の解決を含む経済再建は四番目の公約だった：訳者〕。

韓国初の信組は、釜山のメリノル修道院で救済活動をしていた米国人の修道女が、1957年12月から1958年1月にカナダの聖フランシス・ザビエル大学（St. F. Xavier University）に行きアンティゴニッシュ運動⁸を学んで帰り、2年の準備過程を経た後4・19革命直後の1960年5月1日に組織された。韓国の信組の組織過程をふりかえった文「Our Story of Voluntary Cooperatives in Korea」（1966）において、彼女は、1950年代にメリノル修道院診療所の前に非常に悲惨な数千余名が、医薬品、食べ物、衣類などの救援物資を得ようと集まって人々は失意に陥っており、無力な弱者たちに寄生する人びとは好機のみうかがっていた、と記述している（Gabriella, 1966：4）。

1961年の5・16軍事政変によって登場した軍事政権は、直ちに高利債整理事業を断行した。しかし、農村貧困の悪循環をひきおこす高利債から農民を解放させる目的で採用された高利債整理の措置は、財政力と政策手段の

8 アンティゴニッシュ運動は、カナダのノバスコシア州アンティゴニッシュにおいて、1920年代に、コーディー博士（Rev. Dr. Moses Coady）とトムプキン神父（Rev. Jimmy Tompkins）の先駆的活動から始まった地域社会開発運動である。かれらは当時、農夫、漁夫、鉱夫などが経験した貧困な生活をみて、地域住民が直ちに必要とする経済的ニーズをはじめとして、実践的な成人教育と協同組合組織による集団行動戦略によって成功的な効果を収めた。1928年にザビエル大学は教育指導部（Extension Department）を設置しコーディー博士を初代院長に任命、以降この場で20余年間つづいた活動はアンティゴニッシュ運動として全世界に知られるようになった（<https://coady.stfx.ca/the-history-of-coady/>）。

不適合によって失敗に終わった（パク・ソンジェ, 2011）。また軍事政府は、「再建国民運動に関する法律」（法律第733号, 1961. 6. 12）を制定し、耐乏生活、勤勉精神の鼓吹、国民道義の高揚などを実践事項とする汎国民運動を展開した⁹。再建国民運動は信組が志向する精神と類似する面があり、政府は当時、信組の指導者教育を行っていた協同教育研究院に対して再建国民運動本部要員の教育を依頼したりもした（協同教育研究院, 1972 : 19）。農協法改編と水産業協同組合法制定も軍事政権樹立の直後になされた。1961年に軍事政府は、1957年と58年にそれぞれ制定された「農業協同組合法」と「農業銀行法」を総合農協法へと改編し、農村の農業銀行店舗を農協に統合して、農協が信用事業と経済事業を兼営できるようにした。しかしながら、組合設立と組合員加入、支配構造、運営はすべて政府主導のトップダウンでなされ、自立的な協同組合とはほど遠かった。1962年に水産業協同組合法も制定されたが状況は農協の場合と似ていた。協同教育研究院は1963年3月、農協の要請で2週間の指導者教育を提供し、1969年に試験事業として相互金融を導入する際は、相互金融の運営に関する資料提供と諮問および役員・職員の教育を支援した。水協の場合も、1960年代後半から70年代に、水産業協同組合の組合員・職員教育、漁民講習会、水産業協同組合傘下の信用協同組合の運営に関する資料および諮問などを提供した（協同教育研究院, 1972 : 17-19, 25, 29）。

1960年代、一般庶民は貯蓄できる余力もなかったが小金を気軽に貯蓄できる所もなかった。村落の人が貯蓄する場合10里から20里〔韓国の1里は0.393km : 訳者〕出てようやく農協あるいは郵便局に貯金することができ、都市の人の場合も自宅近くに銀行がある場合はごくまれであった。銀行と取引する主体のほとんどは、政府機関あるいは学校団体などの公共機関でなければ企業であり、一般大衆はほぼ銀行を知らずに暮らしていた（イ・サンホ, 1965 : 14）。庶民は貯蓄と資金融通の手段として契〔相互扶助や社会的目的等をもつ従来の協同組織 : 訳者〕を主に利用した。1962年に実施されたイ・チャンリョルの調査結果によれば、1962年末現在、総世帯の98.2%が契に入っている。10大都市の契加入率は61.4%、農村部は71.1%であった（ソウル新聞1965年2月11日）¹⁰。

朴正熙政府は輸出の増大によって経済開発の土台を形成するという目標の下、1962年から第1次経済開発5カ年計画を樹立し始めたため内資動員を必要としたが、こうした状況は信組が定着する過程で、政府との関係において有利な環境を提供した。ガブリエラ修道女は韓国を去る直前の1966年に書いた回顧録において、「最初に準備するときから包み隠さず議論し活動を報告したため、韓国政府は私たちを十分に信頼していた。この新しい運動に対して「いったん様子をみよう」という態度をもっていた」と回想している（Gabriella, 1966 : 25）。政府の貯蓄〔を通じた内資動員 :

9 再建国民運動本部が1964年8月に解体され、社団法人再建国民運動中央会が設立・運営されると、所管業務が内務部に移管された。再建国民運動中央会は1975年12月、セマウル運動中央会に吸収・合併された。

10 ソウル新聞1965年2月11日付の記事に引用された高麗大学イ・チャンリョル教授の調査結果は、家計あたり加入契数、契主加入口座数など、当時の庶民の契の利用状況を詳細に含んでいる。

訳者〕は政府主導の経済開発事業が持続した1980年代初めまで続いた。1次と2次の経済開発計画が順調に実施され経済成長率は高かったが、高インフレ〔に対応するための高金利での資金運用：訳者〕と企業の資金需要の膨張によって私金融市場への依存は旧態依然としていた。1972年に政府は、8.3措置を通じて企業の私債を凍結〔私金融市場における債権・債務関係を凍結し、債権者・債務者に債権・債務額を申告させて、その金額を低利で償還させた：訳者〕するとともに、私金融を制度圏〔私金融市場のようなインフォーマルな金融市場と対応して、政府当局によって規制・監督された金融機関において成立する金融市場を指す：訳者〕に引き込むための努力の一環として法を制定して多数の非銀行金融機関を設立したが、ここに信組法も含まれた。法的保護、高い経済成長率、そして貯蓄を奨励する政府の支援によって、信組は大きく成長し安定的に定着した。

近代協同組合運動は産業革命期に発生した経済・社会・政治的な変化にルーツをもつため、しばしば協同組合理論では、協同組合を資本主義の欠点を補完または代替して、新しい社会的、経済的秩序を作ることができる手段としてみる（Helm, 1968；Chukwu, 1990；Kramer, 2000）。しかしながら、1950年代末から1960年代初めに民間運動として始まった韓国の信組や政府主導で組織された農協、水協などは、産業化の基礎として機能した。Nurkse（1953）は、後進国では農民のほとんどが低所得によって低貯蓄である他なく、貯蓄率の低

さは低投資につながり、結局、貧困が持続する悪循環の構造として固着する他ないと述べ、後進国が内資をつくりだせず貧困の悪循環から抜け出せない主要因として、悪性高利債の害悪を指摘した。経済開発の出発点は実質資本形成のための内資動員でなければならないというNurkseの主張に対して、Seers（1967）等は経済的要素のみならず社会的問題と各国の文化的要素なども考慮すべきと述べた（Bass, 2007再引用）。韓国の信組は、政府が高利債の解決と内資動員のための開発政策を始動する前に、民間が主導して貧困の悪循環を断つための努力を下から自立的に始め、当時の韓国社会にあった信用しない風潮と無力感を自助精神と協同精神によって克服するための社会運動的性格にもなった、という点で大きな意義がある〔朝鮮解放直後の下からの脱植民地化の動きの中で成立した人民委員会や農民組合など農民の利益を代弁してきた地域組織が粉砕されついに「農民にしてみれば、理性的に考えて生き延びるためには…田畑に戻り黙々と働く」以外選択肢がない境地に至ったとするB・カミングスの指摘に留意。同『朝鮮戦争の起源1』明石書店（2012）405-6頁。：訳者〕。

協同組合は、1960年代と70年代に、経済開発のための道具として大きな関心をうけ、発展途上国の協同組合指導者を養成するための長短期国際プログラムも多くなされた。アンティゴニッシュ運動を誕生させたザビエル大学のコーディー研究所（1959年設立）¹¹、ドイツのマールブルク大学（Marburg University）

11 コーディー研究所は1959年7月にコーディー博士の死去後、彼の名前を付し同年12月に設立された。ガブリエラ修道女が1957年12月から58年1月にかけてアンティゴニッシュ運動を学んだ時期はコーディー博士の生前にあたり、彼女はザビエル大学の教育指導部（Extension Dept.）において二ヶ月の間、特別に設けられた集中教育を受けた。

内の開発途上国協同組合研究所と協同組合経済学の学位課程（1963年設置）、ドイツ協同組合連合会がドイツ政府と協力して組織した「発展途上国のための協同組合アドバイザー／指導者」研修プログラム（1962～1963）などがその例である。多くの発展途上国の政府がここに研修生を送って協同組合を学んでくようにし、農村地域において協同組合を通じて経済開発を達成しようと試みた。しかし、経済開発政策を推進するための道具として組織された協同組合はほとんどが期待を満たせなかったり失敗し、協同組合に対する失望と不信のみをもたらした（Kramer, 2000：41）。Munkner（1995）は、開発途上国の多くの協同組合が自助・自治・自己責任原則を守らない「名ばかり協同組合」で、外部支援を目的に組織された協同組合であったため失敗するのは必然であった、と言う。開発政策の道具として政府の支援によって設立されたため、政府の支援が断たれると組合員からの参加も少なくなり協同組合が衰退する、と言うのである。一方、韓国の信組は韓国が典型的な開発途上国であったとき、信組運動によって貧困を克服できると確信した先駆的指導者のビジョンと使命感が一般大衆の心を動かし、かれらが自発的に集まるようにさせ、ただちに続いた政府の経済開発政策とも一致して経済開発の基礎になった。信組が導入された時期と同様の時期に政府主導で組織された農協と水協が、何度か信組の指導者教育機関である協同教育研究院に対して教育とアドバイスを依頼したことは、韓国の協同組合史において

注目すべき部分である。

Ⅲ. 信組の指導者と指導方式

1. 指導者の特性

初期の指導者がどのような人々であり、どのような考えを持っていたかは、各国の信組モデルの形成に大きな影響を与える。米国の信組の父と呼ばれるファイリーン〔Edward Filene, 1860－1937：訳者〕はビジネスマンであり、初期の成長を導いた指導者バーゲングレン〔Roy Bergengren, 1879－1955：訳者〕が事業経験がある弁護士であった点は、米国の信組が職場の信組中心に組織された点に対する説明になる（Moody and Fite, 1971；Witzeling, 1993）。信組が導入された当時、韓国が典型的な農村社会であり、最初に導入した人がガブリエラ修道女である点は、初期の韓国の信組が、教会・キリスト教団体・農村地域を中心に多く組織された点に対する説明になる¹²。また、初期の信組の指導者が元教師・公務員・国策銀行職員などの公共部門の従事者であった点は、かれらが公益意識、時代的な招命感をもって信組運動にのぞんだであろうことを推察させる。

韓国に信組を導入したガブリエラ修道女は、1982年の韓米修交100周年記念の招待挨拶で韓国を訪問した際のインタビューにおいて、戦後の物質的な経済援助に傾斜していた当時の韓国社会に対して恒久的な自助精神を植えるために信組を導入したと述べた（毎日経済1982年6月9日）。韓国に初めて信組を紹介した当時、ガブリエラ修道女は釜山にあるメ

12 イ・サンホ（1965）の著書によれば、当時韓国で運営されていた約90の信用組合のうち約40余りの組合が、カトリック教会を中心に組織された組合であった（イ・サンホ, 1965：7）。

リノル病院で救護活動と戦争で夫を失った人のための職業訓練場を運営していた。彼女は1957年12月にニューヨークで駐韓外国奉仕団体協議会（Korean Association of Voluntary Agency：KAVA）の会議に出席していた際、カナダのノバスコシア州アンティゴニッシュに位置するザビエル大学に行って、アンティゴニッシュ運動の方式について勉強してみたらと提案される¹³。当時、ニューヨークの会議では韓国に支援を注ぐことに懐疑的であり、同じ考えを持っていたガブリエラ修道女はただちにそこに行って、2カ月間協同組合による地域開発運動について学び、1958年1月に帰国し、信組の導入方法を研究するためのワークショップなど準備過程を経た後、1960年5月、韓国初の信組であるソング信用組合を組織した（信組中央会, 1991 a, 2010, 2015, 2020）。ガブリエラ修道女は1967年に韓国を発つ前、その間の活動をまとめた記事において、ザビエル大学で信組について学びながら韓国民の社会経済的問題を解決できる方法がまさに信組であると信じるようになった、と述べている（Gabriella, 1966：7）。

米国人ガブリエラ修道女の履歴をみると、韓国社会と韓国人をよく理解していた点が、韓国人と仕事を共にし韓国において仕事を進めるにあたって大きな助けになったであろうことを推定できる。彼女は1952年に韓国に再入国して救護活動をする前、1926年に韓国を訪問して韓国語を学んだことがあり、1930年代にメリノル会所属として韓国に来て、10年余りの間活動したことがある（信組中央会,

2020：27－32）。カン・スンヒ前信組研修院長は、ガブリエラ修道女が韓国で36年を過ごし、韓国の国民性について韓国の人以上に長所・短所をよく知っていたと言う（信組中央会, 2015：57）。前信組中央会会長であるキム・ジョンベは、ガブリエラ修道女が常に述べたことのうちで重要なのは、たとえこの運動が西欧（米国）から入ってきたとしても法と運営方法は韓国の実情に合わせなければならないと言ったことであり、互いに相たすけて自立するために勤勉と貯蓄が必要であることを強調した、と述べた（信組中央会, 2015：78）。

初期の韓国の信組は、消費者貸出に重点をおいた米国の信組や、1980年代の初め開発途上国の貧困解消方法として大きな関心を集めた生産活動資金の少額信用貸出に焦点をおいたグラミン銀行方式のマイクロファイナンス機関とは異なっていた。韓国の信組は貯蓄に焦点をおいており、大金を調達するための伝統的な金融協同組織である契の短所を改善する協同金融方式として信組を位置づけ社会の理解をすすめることで、韓国人が信組を自然に受け入れるようにした。初期の組合員講習会の討論主題は、「信用組合と契はどのように異なるか?」、「契は貯蓄の集いであるか貸付けの集いであるか? 危急の際、契の組織は資金を貸出できるか?」であった（イ・サンホインタビュー）。1966年、京郷新聞（1966年5月19日）は、契の欠点を排した庶民金融の協同体、農村の庶民金融機関として、信用組合運動が音もなく起こり広まっていると報道し、当時の専門家たちの意見を引

13 KAVAは約30の救護奉仕団体で構成された組織で、国際連合の諸機構と協力して救護基金を伝達する媒介の役割を行った。ガブリエラ修道女はKAVAの理事として会議に参加した。

用している。当時、専門家は、営利的で危険な契に比して信用組合は、(1) 人数制限がないこと、(2) 小金の随時貯蓄が可能であること、(3) 相互扶助の精神、(4) 人格本位の結合、(5) 低利、(6) 分割償還制、(6) 組合員本位、(7) 必要時の貸出可能、(8) 合法的な組織、(9) 基本金が存在すること、(10) 家族的な紐帯がある点をあげ、庶民の融資方法としては最も健全なものである、と推薦した。

McPherson (1999) は信組の発展段階を三段階に区分し、導入段階において信組は教会・他類型の協同組合・労働組合・専門協会などが提供するネットワークを利用する必要があり、政府や基金支援機関などの資金支援に依存する他ないとした。ガブリエラ修道女が当時約30の救護団体で構成されたKAVAの創設理事として、救護団体および国際諸機構との広いネットワークを有していた点は、国内外諸組織から資金支援を受けるうえで大きな助けになり、こうした資金支援は韓国の信組が政府の支援なしに指導者教育を通じて持続的に信組の指導者を養成するにあたって大きく寄与した¹⁴。しかしながら、政府支援であれ外部支援であれ、持続的な資金支援は自助自立組織である協同組合には、ややもすると毒にもなりうることを複数の研究者が主張している (McKillop et al., 2006)。外部支援によって組織され運営された多くの協同組合、マイクロファイナンス組織の失敗事例がこれを裏づける。1964年に指導者養成教育機

関である協同教育研究院において、63の組合を創立会員として信組連合会が組織され1年が過ぎると、ガブリエラ修道女は連合会の役員たちに協同教育研究院から出て行くようにと通知する。キム・ジョンベ前信組連合会会長は、「連合会(現中央会)を協同教育研究院から持って出て行ってあなたたち同士で運営しなさいと無情に言ったのは本当にさびしかったが、自立精神と自立の基礎をつくろうと指導した先駆者的勇断だった」と回想している(信組中央会, 2015: 78)。イ・サンホ前信組連合会会長も、最初に自立を主張する側と反対する側の葛藤もあったし、独立以降の欠乏のなか自治運営に伴う苦痛を甘受しなければならなかったが、自分のものであるという誇りを持つことができたし、全国の組合員の団結と連合会の役員・職員の努力によって、今日の基盤を築くことができた、と回想している(イ・サンホ, 1991b: 82)。信組連合会は、1965年4月、協同教育研究院から独立して事務室を移し会費によって運営を始めた。

協同教育研究院の前身である協同組合教導奉仕会(1963年にソウルに移転して協同教育研究院と改名)は、1962年2月1日、ガブリエラ修道女によって釜山で設立された。彼女ははじめ信組を設立すると、信組に関心を示す人は多かったが教育を担当してくれる人がおらず、指導者養成教育機関を設立したと述べているが、協同組合教導奉仕会設立以前に3組合に過ぎなかった信組(組合員数: 1960年365人、1961年744人)は、協同組合教導奉

14 回顧録でガブリエラ修道女は、ドイツのミゼレオ財団(12,000ドル)、釜山主教会(1960～63年間5,000ドル)、アジア財団(2,350ドル)およびその他少額を寄付した諸団体と諸個人(米国カトリック救済会、米国信組連合会CUNA、テキサス州/オハイオ州信組連合会、カナダ連合教会、オックスフォード飢餓難民救護基金、その他諸個人)の資金支援が協同組合教導奉仕会(協同教育研究院)を運営するにあたって大きな力になったと述べた(Gabriella, 1966: 17)。

仕会の活動がはじまると急激に増加し、1962年に27組合、組合員総数3,621人となった（協同教育研究院, 1972）。

韓国初のソング信組の初代理事長であるカン・ジョンリョル、協同組合教導奉仕会の初期専任教導員であったパク・フィソプ、イ・サンホ、パク・ソンホなど4人は、信組が韓国の大衆の中に定着し成長するにあたって多大な役割と貢献をした先駆的な信組の指導者である。

カン・ジョンリョルは平安道〔朝鮮の北西部に位置し中国と接する道：訳者〕で教師をしていたが、朝鮮戦争中、南韓に避難にきてカトリック救済会の韓国総責任者として務め、ガブリエラ修道女が信組をつくるため準備する際、米国から送られてきた信組関連資料を韓国語に翻訳するボランティアとして働きながら信組を知るようになり、後に韓国最初の信組であるソング信組の理事長になった。ガブリエラ修道女がみた彼は、「奇特にも当時の韓国人とは異なり、人情に流されない人、前近代的な韓国の地で近代的に生きていく人、常に基準によって判断し正直で清廉な人」であった（信組中央会, 2020：356）。カン・ジョンリョルは信組運動に献身することを決めた理由について、信組の精神によって新しい国をつくることができるであろうという希望を読み取ることができたためであったと述べ、信組運動を「国民を勤勉にさせ、お金を大切に貯蓄するようにさせ、互いに信じて助ける相互扶助の精神を育成する運動」

とした（信組中央会, 2020：342, 346, 415）。カン・ジョンリョルの息子は追悼の辞において、「父は信組運動が韓国が貧困を克服する方向であると確信したようであり、韓国の経済開発についての国連の報告書に韓国の経済発展には国内の信組運動が一部寄与したと出ている記録をみたと言って喜んだ」と回想した（信組中央会, 2020：184-185）。カン・ジョンリョルは、1965年を信組連合会初代会長として過ごし、1969年に世界信組協議会（WOCCU）¹⁵アジア地域駐在員、1971年にアジア信組連合会の初代事務総長になった。韓国の信組の現場を離れ国際的な信組機構で働き始めてからは、韓国の信組のために後方で諮問・協調・国際機構に対する後援金要請および報告などを支援し国際担当を引き受け、とりわけ10年近くの時を経た信組法の立法過程においてWOCCUと緊密な協力をし、見えざる手によって大きな活躍をした（信組中央会, 2020：442）。1983年に米国のWOCCU本部に席を移した彼は信組の発展に寄与した人物として、米国信用組合連合会によって、シュルツェ＝デーリッツ、ライフアイゼン、デジャルダン、ファイリーン等とともに主要な信組の指導者名簿（A gallery of credit union leaders）に名前があがった（Witzeling, 1993：54）。

パク・フィソプは、1959年2月に信組の導入方法を議論するための協同組合研究のワークショップに公務員（農林部長官秘書）として参加した人で、同年9月、ILO奨学金で農

15 1954年に米国信組連合会（CUNA）は、海外の信組を支援するために国際指導部（World Extension Department）を創設した。国際指導部は1970年にCUNAから離れ、独立組織である世界信組協議会（WOCCU）として再設立され、現在118カ国の85,400の機関が会員として加入している（www.woccu.org）。

林部からザビエル大学に派遣され1年間の研修を受けてから帰り、「韓国の庶民大衆のために働きたい」と1962年1月末に32歳で個人的な関係を整理して協同組合教導奉仕会の最初の専任講師になった（信組中央会, 2015: 202）。後に彼は信組連合会会長、協同教育研究院院長を歴任したが、彼が信組運動をどのように考えていたかは、協同教育研究院10周年記念演説において述べた言葉に現れている。彼は、「協同教育研究院は、信組運動の創始者として、これを開拓し教育し組織し、一般庶民大衆に貯蓄運動を起し、正直で勤勉な国民になるようにし、自助と相互扶助によって民族の発展に貢献しようという運動であった」と述べた（協同教育研究院, 1972: 6）。彼は、「全国津々浦々を飛びまわりいつも不安と疲労をおぼえたが、他人が経験できない人生を歩める満足感とやりがいも少なくなかった」と回顧した（協同教育研究院, 1972: 5）。

イ・サンホは農業銀行調査部で働いていた人で、二番目の専任講師になった。彼は回顧録において、1958年に全国農漁村高利債調査を実施してその結果に大きな衝撃を受け、貧困の悪循環を断つには国内の貯蓄を促進する他なく、小金の貯蓄を奨励するしかないと思ったと述べた（イ・サンホ, 2003: 20-21）。農村経済改善の方法について研究をし多くの論文を発表したが、政策に反映されたものがなく失望し苦悩していた際、農協中央会の米国人顧問官を知るようになりガブリエラ修道女を紹介され信組運動に足をふみいれるようになった、と回想した。彼はインタビューで専任講師として活動しながら、農業銀行調査部に勤務し悩んでいた問題、すなわち高利債

の整理と小金の貯蓄を通じた民族資本の育成がある程度可能であるだろうと信じていることができた述べ、講習会の効果が直ちに現れることに喜びを感じた、と述べた。

パク・ソンホは1960年、高校教師であったが、二番目に組織された信組であるチョリヤン教会信組（ソンウ信組）の組合員として、ガブリエラ修道女の下で時間制ボランティアをした。彼はインタビューの中で、信組について最初は半信半疑だったが、苦しい生活の中でも紙幣を一枚二枚と集めて持って来る人々をみて、人々に生きることへの意欲があることを知り信組になりうるであろうと感じ、釜山で組織された二つのモデル信組がうまく行くのをみて自信を持つようになった、と述べた。彼は1963年に協同組合教導奉仕会がソウルに移転した際、教師を辞め専任講師になった。

2. 指導方式

指導者講習会では今後信組を組織し指導しようとする人たちに、信組の指導者として知っておくべき基礎知識と経営技術を教え、かれらが各自の知識と経験を交換しながら職場や村でどのように信組を設立し効果を得られるか、討論するようにした。アンタゴニッシュ運動の成人教育方法と類似した方法であった。ガブリエラ修道女は回顧録において、韓国の文化が健康や財産よりも教育をより重視する文化であるため、多くの信組の指導者が大卒者でリテラシーもあり理論的知識は問題なかったが、信組に対する知識を実行しうる簿記会計、貸出審査、管理技法等の実務関連の技術能力が要求された、と述べた（Gabriella,

1966：15)。1960年代から70年代において、韓国の25歳以上の人口のうち大卒以上の学歴を持つ人の比率は、1966年に3.7%、1970年に4.9%、1975年に5.8%に過ぎなかった（統計庁, 1998：221）。専任講師らが信組運動に参加した動機と同様、初期の指導者講習会において教育を受け指導者になった人たちも時代的使命感から公務員・教師など、安定した職業を捨てて信組運動に飛び込んで献身した人たちが多かった（クァク・チャンリョル、カン・スンヒなど）。協同組合教導奉仕会の第1回信組指導者講習会に参加したチェ・ムンファン牧師は、信組運動はよく生活する道というガブリエラ修道女の言葉は、春の端境期を超えられないで苦しむ貧困にまみれた韓国人にはうれしく驚くべきニュースであり深い感銘を受け、セミナーから帰ってすぐに教会の前で信組運動を紹介し、すぐに信組を組織した、と述べた（信組中央会, 2015：103）。カン・ジョンリョルは、ガブリエラ修道女が時々独り言のように、“I really respect your leaders（本当にみなさんの指導者を尊敬します）”とくり返した、と述べた（信組中央会, 2015：64）。ガブリエラ修道女は回顧録において、「専任講師たちは1年に数回、2～6週間、家族を残し食べるものと眠るところが満足ではない農村に行って農民たちの苦しみをともし、疲労し病気になって帰ってきても情熱を失わなかった」と述べ、「自分と家族、さらには国家の社会経済的状況をともに

協力して改善するためには犠牲が必要だという教えを、指導者たち自らの犠牲的な生活によって模範を示した」と書いた（Gabriella, 1966：19）¹⁶。カン・ジョンリョルも、「民主的手続きによって相互に協力する美しい表現の背後には、たどらなければならない血の流れる自己修練、犠牲、忍耐および知恵が要求されることを信協人は実際の経験によってあまりにもよく知っている」と述べた（信組中央会, 2020：12）。

初期の指導者たちの信組運動への参加動機をみると、共通して信組の精神の中に国家を貧困から脱出させる希望をみて、信組活動を時代的任務と考え救国の心で献身した、という点がわかる。また、思考方式が非常に合理的でお金に徹底した知識人たちで、人々が信組を受容するようにどのような方法を用い当時どこに重点をおいて信組を運営すべきであるか、韓国人の短所が何であるかをよく知っていたことがわかる。

草創期の信組の指導者たちは、「元金」が人々に具体的な希望を与えうると考えた（信組中央会, 2020：369）。イ・サンホ（2003）は、生涯貯金通帳にふれたこともない人が組合員通帳を得て喜ぶ姿をみて、信組こそ絶望に陥っているわが国民に希望を与える国民運動であると確信した、とも述べた。初期の信組の指導者たちは、貯蓄をしてこそ自ら立ち上がることができ、ある程度の生活水準になればお金が必要なお金をお金を借りて行くことでも

16 指導者講習会に参加した人びとが各自帰って信組のアイデアを伝えて人々を集めると、専任講師はチャートと各種講習教材を持って行って、組合を組織する前の事前講習会を開いた。以後、組合加入希望者を受け入れ、創立総会開催、役員教育、帳簿組織までを支援するのに、約1週間～10日を要した。イ・サンホは、複式簿記による信組会計の著作をだし教育に利用したが、最初から複式簿記で帳簿記帳をするようにしたことが組合の透明な会計処理と運営に大きな助けとなった、と述べた（イ・サンホのインタビュー）。

きることを強調し、貸出よりも赤字生活の中でも貯蓄できる方法、困難な生活の中でも自立できる方法を教えることに力を注いだ（パク・ソンホのインタビュー）。貯蓄を強調した点は信組の運営方法でもみることができる。人々は組合に加入し所定の加入金を出し、10ウォンであれ5ウォンであれ、お金があるたびに組合に出資金の形態で貯蓄し、これが集まって100ウォン～300ウォンになれば口座を一つ持つようになった。組合は、組合員たちに出資金は貯蓄および財産増殖の手段であり、いつでも引き出せる貯蓄であり、配当金よりも必要時の貸出利用にその意味があることを教育した¹⁷。1965年より一部の組合で預金業務を取扱い始めたが非常にわずかだった。指導者たちは、預金の受け入れを行う場合、韓銀〔韓国の中央銀行：訳者〕の再割引もなく預金者も多くない状況では、預金者が突然巨額の払い戻しを要求するとき、支払資金の調達が難しく運営難に逢着する可能性があることを注意した（イ・サンホ、1965：115）。全体の資金調達額において出資金が占める比率は、1966年に83.8%、1967年に87.7%に達した（信組中央会、1991a：141）。出資金は規則的な貯蓄習慣を養うことができ、融資の利益のための財源をうみだす手段として非常に強調され、貸出金は資金回転率〔ここでは、（貸出額）／（貸出から回収までの期間）を指す：訳者〕を高めるため通常10ヶ月の期限で貸出した。導入当時、韓国は典型

的な農業国であったが、初期のドイツのライフゼン農村組合が農事資金として10年の長期貸出を行ったこと、1980年代の開発途上国の多くのマイクロファイナンス機関が主に生産活動のための元金の小額信用貸出を行ったこととは異なっていた¹⁸。ガブリエラ修道女が信組の導入を決心し、カナダから帰国後ただちに当時運営していた戦争で夫を亡くした人々のための職業訓練場を整理したが、これをみても初期の信組が自立生活の資金を供給するよりは貯蓄に重点をおくことにしたことを推察させる。1967年末に連合会が60の組合を標本調査した結果によれば、貸出金の用途は、高利債整理22.6%、教育費20.6%、生産資金20.1%で、生産資金は1／5程度にしかならなかった。貸出利率は月2%前後で、当時、市中〔ここでは私金融市場を指す：訳者〕の私債利率が月6%である点と比べると相当低かった（信用組合ニュース第10号、1968.4.22）。

1970年に「貯蓄増大に関する法律」が制定され、政府の貯蓄増大運動が活発に展開し、1972年に制定された信組法に、預金・積金および償還準備金の受取権限（第31条）が規定され、出資金よりも預金の比重が大きくなりはじめた。貸出用途もまた変化し始めたが、ソン・ボギョン（1975）によれば、貸出用途は、生産資金（19.4%）、教育費（10%）、高利債整理（9%）の順となった。

国内貯蓄は、1960年度218億ウォンから1971

17 協同組合教導奉仕会は、1962年10月に米国のマディソンで米国信組連合会主催で開かれた世界信組業績コンテストに参加し、国民所得に比した貯蓄実績、教育業績等に優れ最優秀賞を受賞した。

18 むしろ、米国の信組の初期の職業信組が組合員に50～150ドルの範囲内で短期低利無担保または保証融資を行い、毎週、分割償還するようにしたこと（Niefeld1931）と類似する。ただし、韓国の信組の場合は、保証を原則とし貸出金の規模に応じて貸金控除承諾書、その他支払い保証書、物件担保などが追加されたりもした（信協運動30年史：141）。

年3月末1兆ウォンを突破し50倍も増え、国内貯蓄1兆ウォン突破記念式において、再建国民運動中央会会長と信組中央会専務は国民勲章牡丹章と椿章〔前者は第2位の国民勲章で後者は第3位に相当：訳者〕を授与された（ソウル新聞1971年4月17日）。かれらの他にも1970年代に多くの信協人が国民貯蓄に寄与した功勞で勲章・表彰を受けた。

信組運動史においても一人欠かせない指導者はチャン・デイク神父である。彼はガブリエラ修道女がカナダのザビエル大学でアンティゴニッシュ運動を学んだ時期に同大学に留学しており、この後帰国し釜山でソング信組が組織された約2ヶ月後の1960年6月にソウル市内に居住しているカトリック信者を対象としてカトリック中央信組を組織した（信組中央会, 2015：290）。チャン・デイク神父もまた、米国の信組定款に基づいて定款をつくって用いたため、組織の業務、運用形態は同一であった。しかしながら、この信協は長続きせずに失敗し信組拡散のための原動力になれなかった。これについて、ソン・ボギョン（1975）、イ・サンホ（2003）は、共同の結びつきの領域があまりに広く組合員間の紐帯感がなく、指導者発掘と組合員教育に重点をおいたガブリエラ修道女とは異なり出版物中心に活動し、先行する組合員教育がなかったために、組合員が信組精神に共感して貯蓄するために加入するよりは、単純に貸出を受けるために加入した点、役員らの自主精神が弱い点などを指摘した。組織を作る方法と運営方法も異なっていたが、信組中央会（2020）チャン・デイク編をみると、当時の社会経済的問題に対する認識と信組の必要性に対する

診断においても、ガブリエラ修道女および指導者らと多少異なっていたことがわかる。

1960年6月、カトリック時報に信組の必要性を紹介した文において、チャン・デイク神父は社会に極貧者と失業者が多く、高利貸しが盛んに行われた背景を財産の分布状態が不均一な社会に起因するとみて、「信組を通じて現在の欠陥の多い経済システムを改造し、経済・社会改革を実行すべきである」と主張した（カトリック時報, 1960年6月26日、信組中央会, 2020：323）。世界で最も貧しい国のうちの一国で、勤儉・貯蓄を通じて民族資本を形成し、貧困から脱出しようと言ったガブリエラ修道女および指導者ら性格の違いをみることができる。信組中央会のチャン・デイク編はまた、彼が信組を最も必要とする人はどんなに少なくとも月給をもらう人より、商売したり賃労働したりする庶民たちであると述べたというが（信組中央会, 2020：251）、彼の献身的な努力にもかかわらず、かれらの自助と協働精神を引き出せなかった結果からみると、少なくとも信組初期には、貧富の格差の解消のための経済システムの改造よりは、勤儉節約してともに貧困を打破しようという呼びかけの方がより訴求力があつたことがわかる。ガブリエラ修道女の信組運動に参加して献身した初期の指導者らがみな月給を得る社会指導層で、かれらが救国をする心で模範を示し人々の共感を引き出した点、組合組織／加入前後の徹底的な教育指導で貸損を最小化した点は、信組が広く拡散して持続的に成長するにあたって重要な要因であつたことは間違いない。カトリック中央信組の失敗は、当時の信組の指導者らに共同紐帯と教育

の重要性に対する信念を強化し、後に信組法立案時に共同紐帯と教育を強調することになる原因になった〔「容共勢力」や革新派に対する首尾一貫した弾圧はもとより、勤労基準法の遵守を求める労働者（全泰壹）を焼身自殺させるほどに追いつめてしまう朴正熙政権期の社会の性格に留意。徐仲錫『韓国現代史60年』明石書店（2008）第3章参照。：訳者〕。

Ⅳ. 信組法制定と韓国信組モデルの形成

1. 信組法の制定過程

ドイツ、米国など先進国における信組の発展過程をみると、初期の指導者たちは信組のための適切な法体制がとても重要であると考え、法制定を積極的に推進した（Ryder, 2010）。米国の場合、1909年に特別法で最初の信組が組織された後、1934年に連邦信組法が制定される前まで、州別に信組法が〔制定されて、それにもとづいて信組が：訳者〕組織され、各州の金融監督部の認可と規制監督を受けた。大恐慌期に米国の信組指導者たちは、その間、個別的に制定されてきた州の信組法を全体的に整理し、また、州の信組法が廃止される場合に備え連邦信組法制定を推進した。ルーズベルト政府は大恐慌によって多くの銀行がつぶれ庶民の貸出が難しくなった状況において低所得層に対する信用拡大のために、1934年6月、連邦信用組合法を通過させた（Burger and Dacin, 1991）。連邦信組法は、共同紐帯に基づいた組合員資格、出資による資金調達、一人一票、無報酬役員による管理などを規定した。Moody and Fite (1971) は、連邦信組法制定は米国の信組運動史上最も大

きな一歩で、米国の信組を大きく跳躍させたと評価した。大恐慌の際、銀行の半分以上が倒産し人々は銀行を信用しなくなり、代わりの金融機関である信組を見つけ出すにいたって信組は大恐慌期を通して成長し続けた。連邦信組法制定後3年間、組合員数と組合数は2倍以上になった（Ryder, 2010）。連邦法信組に対する認可監督はいくつかの連邦官庁で引き受けてきたが、1970年に信組だけのための独立した連邦監督機構である連邦信組監督庁（NCUA）が設置され、同庁で管轄することにした。米国の信組連合会は純粹に自発的に加入する協会組織として、教育研修、経営指導、対政府／議会活動、子会社設立による組合／組合員サービス支援などの活動をし、組合に対するいかなる規制監督権限も持たない。

韓国に信組を導入したガブリエラ修道女は回顧録で、信組導入当時保護する法がなければあまりに危険であるという話を聞き、初期から政府の関連部署と信組法の問題を議論したが、韓国政府があまりに不安定で信組の民主的管理原則を保障する法を制定する準備ができておらず、5・16〔1961年5月16日の軍事クーデター：訳者〕以降は、政府が早急に法を制定すべき対象があまりに多く信組という新しい組織に関心を多くは払わなかったが、政府が信組を十分に信頼していたことを感じた、と述べた（Gabriella, 1976：25）。最初の信組であるソング信組定款は第54条に特別に司法委員会をおき、信組法制定実現のための国内経済・金融動向、税制、各国信組関連法令等の研究を遂行する任務を任せ、1964年に信組連合会が組織されて以降は連合会が立法推進委員会を組織し、ソング信組司法委

員会設置で始まった信組法制定推進活動を続けて引き受けた（信組中央会, 1991 a ; イ・サンホ, 1991 b）。

韓国信組の導入初期、朴正熙政府は第1次経済開発5カ年計画推進のための外資動員が困難になると、1962年6月9日、内資を調達するために通貨改革措置を断行するが、米国政府の強力な撤回要求によって1962年7月13日に撤回する。これにより、銀行の安定性に対する国民の信頼が大きく失墜することで、制度圏金融機関の預金が地下経済に退き私金融市場が異常に繁栄した。1965年2月、ソウル新聞は、政府が地下経済の資金を吸収して内資を動員する一手段として信用組合を成文化して監督権を発揮し、さらに進んで税金を徴収する方法を考慮する、という記事を出した（ソウル新聞1965年2月11日）。実際、ガブリエラ修道女の回顧録にも、「1964年から関係部処が私たちを訪ねて、適切な信組法を立案するために私たちの意見や助けを求めた」という内容がある（Gabriella, 1966 : 25）。1964年11月、財務部は信組連合会の協力を得て、全文92条からなる信組法草案を作成し協議を経て財務部案として確定したが、信組側は信組法案に必ず反映すべき事項として、以下の内容を政府に建議した（信組中央会, 1991 a : 159-162）。

- （1）信組の自由、自立、自助心を最大限保障し、行政府の監督を必要不可欠な最小限に減らすこと。
- （2）信組の零細な特殊性に照らして財務部長官の設立認可と登記に要する書類および手続きをなるべく簡素化すること。

（3）組合員の資格要件の一つとして一定の教育を受けることを法で規制すること。

（4）信組の零細な特殊性に照らして信組は各種地方税および国税の免除対象になるよう租税減免規制法の改定を行うこと。

言論に報道された信組法案の主要内容は以下の通り（京郷新聞1965年10月9日）。

- ・目的：共同連帯的な相互関係をもつ国民が集まって組合を組織させることで、組合員が必要な資金を低利で融資を受けられるようにし、組合員に貯蓄の機会を供与し、組合員がかれの資金を共同目的のために使用管理できるようにし、相互扶助の精神を鼓吹し、国民の経済的福祉の向上を期する。
- ・信用組合の組織：居住地域、団体、職場、宗教などにおいて共同紐帯を持つ人同士自発的に組織するようにし、その設立は財務部長官が認可する。
- ・信用組合の業務：（1）組合員からの出資と預金による貯蓄の受入れ、組合員に対する貸出、（2）制限された範囲内での資金の借入と国債等安全な有価証券の投資。
- ・信用組合の機関：組合に総会、理事会、監査を置き、役員は無報酬名誉職で会計員のみ有報酬とし経費の節約と自治意識を高める。
- ・監督：財務部長官の監督を受けるも、直接的には連合会が検査と監督をする。

- ・与受信金利：利子制限法上の最高利子率を超過しえず、出資者に対する配当は年10%に制限して利益留保として組合のための基金を設ける。
- ・保険基金の設置：一定の軌道にのれば信用組合の貯蓄と貸出に対するリスクを保険するための国際機構への加入、または独自の保険基金を設置、運営する。
- ・免税：信用組合に対しては法人税、営業税、配当利子所得税、登録税、印紙税、取得税などを免除する。
- ・政府の補助：政府は積極的に協力し、その自主的発展のために教導事業に補助金を支給する。

信組法案は、共同紐帯規定、無報酬名誉職役員制度、金利規制、税制優遇等において、米国の信組と異なるところはないが、法の目的が「国民の経済的福祉の向上」と包括的な点、組合の連合会への義務加入と連合会の直接的な検査／監督権、信組が預金を取り扱えるように規定した点、税制優遇範囲が広い点、政府の補助等において、当時の米国の信組との違いがあった。

1934年、米国連邦信組法（Public Law73-467, 48 STAT1216）制定の目的に含まれた信組のミッションは、低所得層に対する貸出提供（“to make more available to people of small means credit for provident purposes...”）である¹⁹。これは、連邦信組法制定の時期が大恐慌期の米国の分業的金融システムが作ら

れていた時期であり、金融市場の中で各金融業種の業務／役割が配分される過程で信組の位置と役割が定められた背景から理解できる。連邦信組法制定の過程において、一部の信組指導者たちは庶民のための消費者貸出機関からさらに進んで庶民銀行としての役割をすることを望んだが、金融危機の再発を懸念したほとんどの議員と財務部、連邦準備制度などの反対によってなされなかった（Burger & Dacin, 1991；U S Congress, 1994）。米国が信組連合会に検査／監督権を全く与えない点も同じ脈絡でみるべきである。一方、韓国の信組法案は組合員という言葉の代わりに包括的に国民の経済的福祉の向上を信組法の目的に規定したが、これは初期の指導者たちが信組を民族資本の育成、貧困打破の手段としてみた点が反映されたものとしてみるべきである。実際、ガブリエラ修道女は、1964年4月26日、信組連合会創立総会記念辞において、信組は、「愛と兄弟愛の精神でお互い助け合って、私たちの町や職場だけでなく、さらには、私たち国民の経済的、社会的地位を向上させるために互いに奉仕するところに大きな意義がある」と述べた（信組中央会, 2020：181）。

州政府または連邦政府の監督機構が直接、信組を監督する米国の信組システムと異なり、信組法案は財務部長官の監督を受けるも、直接的には連合会が検査と監督をする規定した。これは、「信組の自由、自立、自助心を最大限保障し、行政府の監督を必要不

19 米国の信組も初期から法人税免税を受けたが、銀行は継続して免除利益の廃止を主張した。2005年、信組課税問題に対する議会の公聴会において、議長は連邦信組法の目的に表記された“people of modest means”の意味に対する信組と銀行側の攻防について“意味も不明瞭なそんな言葉の意味が何であれ、信組が低所得層に対する金融サービスを忌避する場合、税制上の優遇を与える理由はない」と釘をさした（Review of Credit Union Tax Exemption, Hearing before the committee on ways and means, US House of Representatives, November 3, 2005）。

可欠な最小限に減らすこと」を要求した信組の意思が反映されたものと思われる。当時、農協法には、主務部長官が監督をし、主務部長官はソウル特別市長、道知事、または中央会長に本法で定める監督権の一部を委任できると規定し（農協法第164条3項、法律第670号）、信組法案のように連合会に直接的な検査／監督権を与えなかった。政府の立場から信組連合会に直接検査監督権を与えたのは、それまで信組の貸損がほとんどなかった点から、政府が信組連合会を信頼していたとみることができ、また、現実的に多数の信組を直接監督しうる人材がいなかったためでもありうるであろう。

1964年当時、韓国の信組は、米国の信組と同様に出資金のみで資金を造成したが²⁰、韓国の信組法案が預金を取扱えるようにし出資と預金を区分したのは、政府の貯蓄奨励政策と関連があるとみるべきであろう。政府は1965年に預金金利を大幅に引き上げ、市中〔ここでは私金融市場を指す：訳者〕の資金を銀行にまわすための金利現実化措置を断行し、1966年に自立貯蓄制度、生活貯蓄制度などを導入した。政府は、1965年10月1日、金利現実化措置〔訳者解題参照：編集局〕を断行しつつ、これに伴う補完措置の一つとして信用組合法を年内に制定するという基本方針を立てたが、当時のこれに対する新聞報道を通じて政府の信組法制定の意図を知ることができる。

中央日報（1966年6月24日）は、経済科学審議会議が預金誘致と資金難解消策の一つとして都市信用組合を設置、私債資金を陽性化〔私金融市場の資金を制度圏金融機関にシフトさせる、あるいは私金融機関を制度圏金融機関化させることを指す：訳者〕させ組合員たちに商工資金を調達するように与受信業務を許可するが、中央銀行の再割引は許容しないであろうと報道した。ソウル経済新聞（1967年2月10日、1968年2月22日）は、財務部が庶民金庫を信用組合に改編し私債を陽性化する一方、職場や商店に信用組合を設置する計画である、と報道した。政府が米国の信組のように都市の給与生活者と商工人のために信組を構想していたことがわかり、これは1960年代初め農協法と水協法が制定されたため、信組の組合員基盤を都市給与生活者と商工人に置こうとしたものと推定される。実際、1965年に職場組合の第1号であるサムファ印刷組合が設立され、以降、1968年度一年のみで20の職場組合が組織され、同年6月に財務部理財局にも信組が組織された。1964年に提出された信用協同組合法案は様々な論難によって法案審議が中断され²¹、信組法の制定によって政府の干渉を懸念する信組人らの意見もあり信組側でも法案推進を一時中断していたが、1967年から再び積極的に推進し始めた（イ・サンホ、1991b：140）。1968年10月に信組連合会が再度提出した信組法草案を

20 現在でも米国の信組は、所有者である組合員によって調達される資金であることを示すために、すべての預金商品にshare（出資）を付ける特別な用語を使用する。例えば、当座預金はshare drafts、貯蓄預金はshare accountなどと表現する。組合員が組合に預託した資金は組合に対するその組合員の所有持分を表すので、所有権とは何の関係もない銀行預金とは異なるという意味である。同じ理由で利子も配当（dividends）という。

21 主要新聞は信組運動を紹介し信組法制化の必要性を強調したが、一部の新聞は当時、類似庶民金庫を取り締まるための貸出業団体法が立法過程において失敗してしまった状況で信組法がつくられると、類似庶民金融が信組に名前を変えて合法的に高利貸しをするようになる可能性がないわけでないことを懸念することもあった（朝鮮日報1965年10月5日、7日）。

もとに財務部が審議確定した信用協同組合法の政府案は、内務部と共和党の反対によって国会提出が保留されたが、1970年の通常国会に提出された。信組法案が作成された際には信組育成に関する韓米行政協定によって、米国政府から立法顧問が派遣され1968年8月初めから約1年2ヶ月間韓国に滞在し信組法案を整えることもあった²²。しかしながら、信組法案は再建国民運動本部の反対によって通過できなかった。これについてイ・サンホは、再建国民運動本部は信組法が制定される場合、相対的な法的根拠の脆弱性によるマウル金庫の萎縮を懸念したためだ、と述べた(信組中央会, 1991b: 98)。信組法案は、1971年の通常国会に再提出されたが通過できず、租税減免規制法のみ改定され信組に対する法人税、営業税、地方税のうち財産税と取得税が免除された。信組法は1972年の8.3私債凍結措置直前の8月1日の臨時国会で通過した。

2. 韓国信組モデルの形成

1972年、信組法(法律第2338号)は政府案として確定される前に、金融通貨委員会の審

議および国会の立法過程においてマウル金庫が挿入され(第2条)²³、農協、水協の相互金融が信組法の下で可能になるなど(第93条)²⁴いくつかの条項が修正されたが、概ね連合会が財務部との協議を経て作成した草案の内容がほとんど反映され、韓国型信組モデルが作られた。

1972年に制定された、全97条と附則からなる信用協同組合法は、「…健全な国民精神の涵養と国民経済の発展に資することを目的とする」(第1条)²⁵と規定されている。共同紐帯に基づいた組合員資格(第9条)、一人一票(第17条)、無報酬名誉職役員による運営(第23条)、1組合員あたりの出資限度および貸出限度制限(第12条3項; 第32条)などの単位組合の組織構造と運営においては、米国の信組と同様であった。しかしながら、組合の業務に預金受入、組合員教育および地域社会開発事業などが含まれている点、組合の連合会への義務加入²⁶と連合会の監督および検査権等において異なっており、こうした特性は以降両国の信組の発展経路に影響を及ぼす。

信組法第31条に組合の業務は、組合員から

22 韓米行政協定は、1966年5月にイ・サンホが米国信用組合連合会の斡旋によって、ワシントンの米国国際開発庁(AID)を訪問した際、米国政府の口頭の支援約束に基づいて、後に韓米両国政府間で締結された協定である。同協定には、米国政府は、信組法草案作成のために信組法の専門家一人を1年間米国政府予算で韓国に派遣し、韓国政府は、信組法を国会に提出し信組連合会に1970年から72年の3年間7,000万円(25米ドル相当)を支援すべきである、という内容があった(カン・スンヒ, 2010; イ・サンホ, 2003)。

23 「この法において「信用協同組合」または「マウル金庫」(以下「組合」という)とは前条の目的を達成するための組織体であり、この法によって設立される非営利法人をいう」(第2条)。

24 「農業協同組合法と水産業協同組合法によって設立された里洞農業協同組合および漁業協同組合が第31条第1項の業務を行うときは、この法による信用協同組合とみなす」(第93条)。主務部処が各自異なる複数の種類の協同組合に信用事業を許可したことは、同じ顧客を対象に複数の協同組合が互いに競争する韓国信組特有の競争環境を作りだし、これは後に信組法改定と信組関連監督政策決定の際、「公平性」が重要な役割をはたすようになり、米国の信組モデルとの距離をより大きくする原因になった。1998年の信組法改定の際、非組合員の取引が許可されたことが代表的な例と言える。米国の信組法は非組合員取引は許可しないが、共同紐帯に基づいた組合員資格要件を大幅に緩和する方向で発展した。

25 Munkner教授はインタビューで、韓国のすべての協同組合法の目的が、「国民経済の発展」として規定された点に注目し、個人組合員たちの自発的な自助組織である協同組合と符合しない、と述べた。ドイツで協同組合は、民間人たちが組織した私企業の一形態であり、協同組合法において協同組合の目的は組合員たちの経済的利益の増進と規定されている。

26 以前まで任意団体であった連合会への加入脱退は自由であった。米国の信組は現在も連合会への加入脱退が自由である。

の出資金、預金・積金および償還準備金、組合員に対する貸出、組合員の保険料等の代理受納、組合員の経済的・社会的地位向上のための教育および地域社会開発等と規定された。財務部長官の認可を得て連合会を構成でき（第55条）、組合は連合会に義務的に加入しなければならない（第52条）、連合会は単位組合発展のための指導、組合の監督および検査、会員組合員に対する貸出、共済事業などを行うことができると規定された（第70条）。組合および連合会に対する認可・監督権者である財務部長官は、金銭貸借に関する利子率の最高限度を定め（第33条）、組合育成のために組合および連合会の事業に対して必要な支援をしなければならない、連合会に補助金を交付することができると規定した（第89条）。

信組法通過後法人認可業務がはじまり、これは1980年代初めまで続いた。1971年末、信組数は582、組合員数は10万455人であったが、信組の業務は出資と貸出業務のみを取扱う単純な内容で、1960年から1971年までの受信業務はほとんどが出資金であった（信組中央会、1991 a : 140 〈表 2 ~ 21〉）。しかし、1972年の信組法通過以降、信組は与受信業務の種類も増え、共済事業、地域社会開発事業なども可能で業務が多様化した。

政府は私金融を吸収し陽性化する通路として活用するために、諸々の金融協同組合に対して銀行金融と私金融の中間程度の利子率で運用するよう政策的に保護することで、私金融のリスクを回避しようとする預金者を吸収するようにし、配当所得と預金金利、利益金に対する免税または低率を課す措置を行った。預金誘致条件が有利で、資金運用規制に

よって業務も複雑でなく、無報酬名誉職の役員たちでも運営に難しさはなかった。金利規制で一定の預貸マージンが保障される金融環境において、組合は足で稼ぐ運営方法で資金造成に総力を傾けた。1970年代の急速な経済成長と国民所得の増大、金融協同組合に対する政府の優遇政策は、信組をはじめとするすべての協同組合金融機関が安定的に成長できる背景になった。

1970年代は、政治・経済・社会のすべての活動目標がセマウル運動に集約された時期であり、1970年に制定された「貯蓄増大に関する法律」によって、政府の貯蓄増大運動が活発に展開されていた時期であった。自立と協同を強調する信組精神は、勤勉・自助・協同を掲げたセマウル運動と精神的な部分において重なる部分が多く、政府は信組の組織を支援し奨励した。1972年、信組会長であるイ・サンホは、第25回国際信用協同組合の日のメッセージにおいて、「相互扶助を通じた自助運動」である信組運動こそ、「自主、自立、協同」を目標とするセマウル運動であり、世界平和の運動であると固く信じると述べた（信用協同組合ニュース1972年10月20日）。1975年2月、当時の財務長官は、いくつかの信組を訪問した席で、「信組運動こそ、まさに現在政府が積極的に奨励している、本当の意味でのセマウル運動であり、その具体的な実践手段」と述べ、「自助・自立・協同の基本精神に基づいて、大衆の中に隠れて働いてきた第一線の指導者たちこそセマウル運動の隠れた旗手たち」と讃えた。また、給与生活者や公務員に対してセマウル運動を教育する際、信組見学を含み信組人を講師に招聘する

こともあった（信組中央会, 1991 a : 202）。直接的な組織支援も続いたが、財務部は1972年3月23日、全職員を共同紐帯とする信組を創立し、1974年には、各企業体および学校に信組運動を推奨せよという行政指示の公文を二度発した（信用協同組合中央会, 1991 : 203 - 204）。最初の公文は、1974年5月7日、財務部が連合会に送った、「職場信組設立および企業の信組活動推奨の指示」で、財務部は、「一職場一信組運動」を積極的に展開せよと示達し、あわせて企業自体も自企業内の信組の組合員になり、信組の資金を活用して労使協調の強化、勤勉、貯蓄、協同精神で企業の生産性を増大させることができるように、企業の信組活動も積極的に推奨せよと指示し、職場と企業体の名簿を送ることもあった。二番目の公文は、12月14日に示達された「教育者および学生に対する信組運動の推奨指示」で、教育者および学生も信組運動に積極的に参加するよう勧誘することで、すべての国民が信組組合員になり汎国民的な運動として展開できるようにせよ、と指示した。1976年2月、財務部は、韓国銀行をはじめ市中銀行、地方銀行、短資会社、証券会社、保険会社およびその他の金融団体に、同年6月末まで信組を組織するようにせよと指示し、同年6月11日に開催された国務総理主宰の全国地方長官会議においても、「信組は国民の自発的な協同組合運動」であることを明らかにし、積極的な支援を指示した。1970年代のこのような政府当局の関心と支援は、信組が社会各界

各層に拡散し定着する直接的な動機になりもしたが、自律性を侵害する側面もあった（信組中央会, 1991 a , 2010）。

一方1970年代は、政府が信組法制定時に追加した第93条「農業協同組合等に対する特例」によって、同一の信組法によって運営され、業務と活動方法が類似するマウル金庫、農協、水協など金融協同組合が各々異なる主務部処の監督を受け、相互の競争が熾烈になった時期でもある。とりわけ、内務部の支援をうけるマウル金庫と信組間の摩擦が激しかった（信組中央会, 1991 a : 206）。しかしながら、そのような競争条件においても、信組は公信力の増大と法制定以前の10余年の間つちかわれた自生力によって、組合数、組合員数、資産が大きく増加し安定的に定着した。1972年の組合数694、組合員数138,686人、資産1,520（百万ウォン）であった信組は、1979年に、組合数1,467²⁷、組合員数779,841人、資産129,294（百万ウォン）となった。信組法によって、1973年に再設立された連合会は独自の募金と、1972年ドイツのミゼレオ財団の20万マルク支援によって、1973年2月には独自の建物を持つようになり、1981年にドイツのミゼレオ財団から150万マルクの資金支援を受け研修院を建設することで、持続成長の基礎をつくった。

現在、ドイツの協同組合法の原型とみることができる1889年の協同組合法²⁸が小幅の改正があったのみで100年余の間、基本的な諸条項が大きな修正なしに依然として残ってい

27 このうち認可組合数は893である。認可組合数は1972年に248、1975年に516、1979年に893、1981年に996と漸次増加した（信組運動30年史）。

28 1867年にプロイセンで最初に制定された協同組合は、1868年に北ドイツ連邦の法になり、1871年のドイツ帝国成立とともに同帝国の法になり1889年に大幅に改定された。

ることについて、Munkner教授は、法が理論的概念に基づいて作られたのではなく、法制定当時すでに存在していた協同組合の実際の必要に基づいて制定されたためである、と述べた（Munkner, 1989）。1972年に制定された韓国の信組法も組織改編などで一部改定はあったものの、1998年までに大きな改定なく維持されたが、これは最初のソング信組定款に司法委員会を作った時から1972年に法が通過するまでの10年余りの間、実際の運用過程において現れた問題点が法に反映されるようにするのに十分な時間があったためかもしれない。また、信組が定着した1960～81年の間に、政府の政策基調が成長中心の経済開発政策で変わりがなかった外部環境も信組法と制度、運営方式が大きな変化なく持続できるようにした要因かもしれない²⁹。しかしながら、「成長」を基調とした経済開発5カ年計画は、1982年から「安定、能率、均衡」を基調とした経済社会発展5カ年計画へと変更され、主要政策対象も物価安定・開放化、市場競争の活性化、地方および疎外部門の開発へと転換した。1998年の通貨危機の際、信組が受けた打撃は政策基調の変化と経済社会の変化に対して持続的に適応できなかった結果であるとみるべきであろう。

V. 要約および結論

韓国の信組は導入される際、米国の信組定款を翻訳して使用したが、米国とは異なる社会、経済、政策環境において、韓国型信組モデルへと変形され安定的に定着した成功事例

と言える。都市の工場労働者および給与生活者たちの信用問題解決のため導入された米国の信組の場合とは異なり、韓国の信組は典型的な低開発農業国であったときに信組運動によって国を貧困から脱出させることができる³⁰と確信した米国人修道女と指導者たちによって1960年に自発的にはじめられ、これらのビジョンと使命感が一般大衆の共感を得て漸次広がっていった。初期の指導者たちは小金貯蓄（出資）を強調し、韓国の伝統的な契の短所を補完した金融協同組織として信組を紹介し一般大衆が自然に受容できるようにし、徹底した事前教育と運営教育によって無報酬役員による管理を可能にした。信組運動の目的が、まもなく始動した政府主導の経済開発政策の目的と符合し信組は政府の信頼と関心を得、法的保護を希望する信組と経済開発政策遂行のため内資動員が必要だった政府の利害が一致し1972年の信組法制定につながった。信組法には共同紐帯に基づいた組合員資格、無報酬役員による管理など、米国の信組モデルを構成する基本的な特徴に加えて、当時の韓国的状況において必要であった預金・積金受入れ業務、教育および地域社会開発業務、組合の連合会加入義務と連合会の組合に対する検査監督権等が追加されて、韓国型信組モデルがつくられた。以後、韓国の信組は、法制定によって向上した公信力と信組がセマウル運動推進に役立つと考えた政府の組織支援によって安定的に定着することに成功し、経済開発過程に寄与した。また、政府主導で組織された農協、水協、マウル金庫などに指導

29 一方、1960年代末から80年代初めまで、米国の金融環境は大きく変化し、米国信組に対する共同紐帯規制、業務規制が大幅に緩和された（ク・ジョンオク, 2007）。

者教育と運営アドバイスを提供した点、信組が意図したわけではないが、信組法制定時に政府によって追加されたこれらの信用事業運営の根拠となった条項がこれら協同組合の財政的自立に大きな助けとなったことは、信組が韓国の経済成長過程において寄与したもう一つの意図せざる効果と言えよう。政府主導で組織された他の協同組合との競争にもかかわらず、信組は1970年代に急速に成長し、1981年の研修院の建設によって持続的成長の基礎をつくった。

1960～70年代の多くの開発途上国政府と

国際諸機構が協同組合を貧困撲滅と経済成長のための手段として利用したがほとんど失敗した。以降、国際諸機構は貧困撲滅の手段として協同組合の役割について否定的な態度をみせるが、例えば、UNRISD (United Nations Research Institute for Social Development) は報告書(1973)において、協同組合は規模が少なく零細で有能な管理者もおらず非効率的で社会経済変革の主導者になることができず、万が一経済的に効率的に運営されるならば、通常、少数集団の人々が恩恵を受けるようになりむしろ経済・社会的不平等を拡大さ

(表) 米国信組と韓国信組の比較

		米国信組	韓国信組	
導入時の社会・経済状況とイシュー		・産業化、都市化の時期（導入年度：1909年） ・都市産業勤労者たちの高利債利用問題	・農業中心の経済、最貧国の時期（導入年度：1960年） ・農村の高利債と全般的な貧困問題	
初期指導者の特性と指導方式		・事業家および事業経歴のある弁護士等 ・企業、職場中心の組織指導 ・経営者／組織と勤労者のWin-win強調	・カトリック修道女、前職公務員、教師等 ・教会および関連団体、地域中心の組織指導 ・小金貯蓄を通じた自助自立強調（伝統的契約の短所を補完した協同金融組織として紹介）	
信組法制定の時期と制定当時の政府政策環境		・1909年の導入直後から各州別に信組法制定 ・大恐慌時1934年、連邦信組法制定（政府政策環境：大恐慌期に低所得層に対する信用拡大の必要）	・導入12年後、1972年に信組法制定（政府政策環境：経済開発に必要な内資調達が必要）	
信組モデル	組織および支配構造	・共同紐帯に基づいた組合員資格規制、一人一票、無報酬役員による管理	信組法制定以前	米国信組と同一
			信組法制定以後	米国信組と同一
	資金の調達／運用	・出資による資金調達、少額短期消費者貸出の運用	信組法制定以前	米国信組と同一
			信組法制定以後	出資外の預金受取りによる資金調達、貸出（主に少額短期生活資金貸出）の他に地域社会経済事業、組合員教育事業等
	連合会加入、役割	・自由加入、教育／指導／利益代弁等の役割	信組法制定以前	米国信組と同一
			信組法制定以後	義務加入、教育／指導／利益代弁の他に組合に対する監督および検査権

せうる、と述べた³⁰。Munkner (1995) は、協同組合が失敗したのは、下から上向式に開始されなかったためである、と主張した。1960年に貧困撲滅を目標に始まった韓国の信組が首尾よく定着したのは、民衆によって自発的に開始され、徹底した教育があり、まもなく始動した政府主導の経済開発政策に符合し政府の信頼を得ることで信組が一部集団の人々に恩恵を与える組織にとどまらず、社会経済変革期に意味のある役割を行う組織になることができたため、とみることができる。韓国の信組の事例は、協同組合が上手く導入され定着するには、現地の社会経済的ニーズに基づいて目的が設定され、指導方式、運営方式、法体系等が上向式に作られる必要があることを示す一つの模範事例である。とりわけ、1960年代に政府が信組を信頼するが、過度の干渉をせず自発的な組織として定着するようにしたこともまた、協同組合に対する政府の望ましい態度を示す良い事例である。Munkner (2012) は、協同組合に対する政府の政策は、主人と使用人の関係のように協同組合を準国家機関として扱う政策よりもむしろ善意的な傍観政策がより良いと主張し、ICA ROAP (1999)、UNGuidelines (2001)、ILO Recommendation 193 (2002) なども政府と協同組合の関係について類似した公式の立場を表明したことを引用している (Munkner, 2012: 44)。韓国の事例は、万が一至急の必要性から政府主導で協同組合を組織するのであれば、現存する自発的な民間協同組織を発掘し、これらの組織および運営ノウハウが伝

授されるようにする必要があることを示唆している。

参考文献

1. カン・スンヒ、「韓国信用協同組合運動の50年」、『韓国協同組合研究』28 (1)、韓国協同組合学会、2010、pp. 147-169.
2. ク・ジョンオク、「共同紐帯概念と組合認可政策の変化についての研究」、『韓国協同組合研究』25 (1)、韓国協同組合学会、2007、pp. 55-83.
3. パク・ソンジェ、『農村発展のための農業協同組合の運営』、韓国農村経済研究院、2011.
4. 法制処国家法令情報センター、『農業協同組合法 (法律第670号、1961. 7. 29.)』
5. 法制処国家法令情報センター、『信用協同組合法 (法律第2338号、1972. 8. 17.)』
6. 法制処国家法令情報センター、『再建国民運動に関する法律 (法律第733号、1961. 6. 12.)』
7. ソン・ボギョン、『韓国の信用協同組合に関する研究』、協同教育研究院調査部、1975.
8. 信用協同組合連合会、『信用組合ニュース』、第10号、1968. 4. 22.
9. 信用協同組合連合会、『信用協同組合史料集』、1973.
10. 信用協同組合中央会、『ニムは私たちに共にせよとおっしゃいました』、2015.
11. 信用協同組合中央会、『みずから立ち上がり共に進んで行く』、2010.
12. 信用協同組合中央会、『信組運動30年史』、1991 a.
13. 信用協同組合中央会、『イ・サンホ先生信組運動30年記念文集、大道に向かって』、1991 b.
14. 信用協同組合中央会、『希望を目覚めさせよ』、2020.
15. イ・ミョンフィ、『農漁村高利債整理事業の研究』、『経済史学』48 (1)、経済史学会、2010、pp. 83-124.
16. イ・サンホ、『信用協同組合の理論と実際』、サムファ出版社、1965.
17. イ・サンホ、『真の勇氣は希望を生んで、信組運動40年の回顧録』、2003年、図書出版トクサン企画.
18. 統計庁、『大韓民国50年の経済社会像の変化』、1998.
19. 協同教育研究院、『協同教育研究院10年の歴史』、1972.
20. Bass, H-H., "Ragnar Nurkse's Development Theory : Influences and Perceptions", 2007. Published online in March 2012. <https://www.cambridge.org/>
21. Burger, A. E. and T. Dacin, 『Field of Membership : An Evolving concept』, Madison, Filene Research Institute, 1991.
22. Carruthers, B. G. and L. Ariovich, 『Money and credit : a sociological approach』, Cambridge : Polity,

30 Munkner (2012) より引用。Munkner (2012) は、Birchall (2003) のILO報告書を引用して、UNRISD、UN、World Bank、FAO、ILOなどが貧困退治のための協同組合の役割について示してきた否定的または曖昧な態度を記述した (Munkner, 2012: 56-74)。

- 2010, pp. 87-99.
23. Chukwu, S. C., 『Economics of the Cooperative Business Enterprise』, Marburg Consult for Selp – Help Promotion e. G., 1990.
 24. Drucker, P., 『Management : Revised Edition』 (Audio book), HarperCollins, Publishers, 2008.
 25. Federal Credit Union Act, Public Law 73 – 467, June 25, 1934.
 26. Ferguson, C. and D. G. McKillop, “Classifying Credit Union Development in Terms of Mature, Transition and Nascent Industry Types”, 『The Service Industries Journal』, 20 (4), 2000, pp. 103 – 120.
 27. Ferguson, C. and D. McKillop, 『The Strategic Development of credit unions』, Wiley and Sons, 1997.
 28. Gabriella, M. M., 『Our story of Voluntary Cooperatives in Korea』, 1966.
 29. Helm, F. C., 『The Economics of cooperative enterprise』, University of London Press Ltd., 1968.
 30. Kramer, J. W., 『Cooperatives as actors in a market economy』, Institute for Genossenschaftswesen, Humboldt University, Berlin. 2000.
 31. McKillop, D., A. Ward, and J. Wilson, 『The development of credit unions and their role in tackling financial exclusion』, School of Management and Economics, University of Belfast, Ireland, 2006.
 32. McPherson, Ian, 『Hands around the globe : A History of the International Credit Union Movement』, WOCCU, Madison, 1999.
 33. Moody, J. C. and Fite, 『The Credit Union Movement, Origins and Development 1850 ~ 1970』, University of Nebraska Press, Lincoln, 1971.
 34. Munkner, H-H., 『Cooperative Law in the Federal Republic of Germany』, Institute for Cooperation in Developing Countries, Philipps – University, Marburg., 1989.
 35. Munkner, H-H., 『Chances of cooperatives in the future, Institute for Cooperation in Developing Countries, 31, Marburg Consult for Selbsthilfeforderung, Marburg, 1995.
 36. Munkner, H-H., 『Cooperation as a Remedy in times of crisis』, Marburg Studies on Cooperation and Cooperatives, 58, IFG Marburg, 2012.
 37. Neifeld, M. R., “Credit Unions in the United States”, 『The Journal of Business』, University of Chicago, 4 (4), 1931.
 38. Nurkse, Ragnar, 『Problems of Capital Formation in Underdeveloped Countries』. Oxford University Press, 1953.
 39. Richez-Battesti, N. and G. Leseul, “Cooperative Banks in France : Emergence, Mutations and Issues”, in Karafolas, S. (Ed.), 『Credit Cooperative Institutions in European Countries』, Springer : Switzerland, 2016, pp. 57 – 81.
 40. Ryder, N., “Credit Union Legislative Frameworks in the United States of America and the United Kingdom – A flexible friend or a step towards the dark side ? ”, 『Journal of Consumer Policy』, 2008, 31, pp. 147 – 166.
 41. Ryder, N., 『The Shaping of credit union development』, Lambert Academic Publishing AG & Co., 2010.
 42. Sibbald, A., C. Ferguson, and D. McKillop, “An Examination of key factors of influence in the development process of credit union industries”, 『Annals of Public and Cooperative Economics』, 73 (2), 2002, pp. 399 – 428.
 43. Snider, L. Joseph, 『Credit Unions in Massachusetts』, Harvard University Press, 1939.
 44. United States Congress, 『Financial condition, investment practices, and the board composition of corporate credit unions : hearing before the Committee on Banking, Finance, and Urban Affairs, House of Representatives』, October 6, 1994.
 45. United States Congress, 『Review of Credit Union Tax Exemption』, Hearing before the committee on ways and means, House Committee on Financial Services, US House of Representatives, November 3, 2005.
 46. Witzeling, R., 『People not Profit : The story of the credit union movement』, CUNA & Affiliates, 1993.
 47. www.coady.stfx.ca/the-history-of-coady/
 48. www.woccu.org

(新聞記事)

1. 京郷新聞1966年5月19日
2. 毎日経済1982年6月9日
3. ソウル経済新聞1967年2月10日、1968年22日
4. ソウル新聞1965年2月11日
5. ソウル新聞1971年4月17日
6. 朝鮮日報1965年10月5日、7日
7. 中央日報1966年6月24日